

「性同一性障害」に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒への対応について

# 「性同一性障害」に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒への対応について

## 1 教育委員会における「性同一性障害」を含む「性的マイノリティ」に悩む児童生徒への対応についての基本的な考え方

青森市の学校教育指導の方針である「個を生かし夢を育む特色ある学校」を目指し、全ての子どもたちが偏見の目で見られたり差別されることなく、明るく生き生きと学校生活を送る上でも、性的マイノリティに対する理解と性的マイノリティに悩む子どもたちに対する支援が重要であると認識している。

## 2 これまでの取組

### (1) 学校訪問等における周知

校長をはじめとする全教員に対して、人権の尊重と多様性に配慮する観点から、性的マイノリティへの理解を促すとともに、よき理解者になるよう周知・説明した。

### (2) 教員研修における指導

教育相談研修講座において配慮の必要な子どもに対して、例えば、頭髮やトイレの利用など様々な対応について指導した。

### (3) 市内小・中学校長会における周知

関係団体のパンフレットや相談カード等を配付するとともに、各種セミナー開催についての周知・協力をした。

- ①「北東北 性と人権相談（北東北性教育研修セミナー実行委員）」のパンフレットを教職員へ配付及び相談カードを相談室または保健室に設置。
- ②平成27年11月28日開催、「第二回 北東北性教育研修セミナー2015 秋『トランスジェンダーを取り巻く社会病理～地域社会の実践者たち～』（北東北性教育研修セミナー実行委員会）」を各学校へ周知。事務局職員3名参加。
- ③平成28年2月28日開催、「LGBTをはじめとするセクシュアルマイノリティ理解と支援（厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業）」を各学校へ周知（予定）。事務局職員参加（予定）。

## 3 今後の取組

### (1) 諸計画等への掲載

現在、策定を進めている「青森市教育振興基本計画」や、次年度に全学校の全教職員に配付する「青森市学校教育指導の方針と重点」における「教育相談体制の充実」の中に、性的マイノリティに関する項目を新たに加えた。

### (2) 教員研修における指導

学校における「性的マイノリティ」とされる子どもたちへの支援について、教員を対象にした研修講座を実施する。

### (3) 相談体制の充実に向けた支援

性に関する違和感をもつ子どもについて相談があった場合は、スクールカウンセラー・カウンセリングアドバイザーの活用、教育相談室の利用などを呼びかける。